

# DV を断ち切る

学籍番号 12042049

大森 圭子

指導教員 立木茂雄教授

## 〔目次〕

1 要旨	3
2 序論	3～10
2.1 児童虐待への関心	
2.2 仮説	
2.3 DV の定義	
2.4 DV の実態	
2.5 DV の形態	
2.6 加害者の特徴	
2.7 被害者がおかれている状況	
3 方法	10～11
3.1 尼崎市調査の概要	
3.2 使用した質問項目	
4 結果	11～25
4.1 DV の権力構造	
4.2 年代と DV 経験の関係	
4.3 職業と DV 経験の関係	
(1) クロス集計の結果	
(2) 女性の就業意識	
4.4 性別役割分業意識と年代、職業の関係	
4.5 職業観と職業の関係	
4.6 職業観と DV 経験の関係	
5 考察	25～30
5.1 分析結果のまとめ	
5.2 DV 防止法の歩み	
5.3 DV のない社会を作る	

注

参考文献

## 1. 要旨

現代の大きな社会問題の1つに児童虐待がある。落合恵美子(2006)や野々山久也(2007)によれば、このような社会問題が起こる原因は、近代家族的な思い込みである性別役割分業にあるという。近代家族の形成とともに、男は外で働き、女は家庭で家事・育児をするといった性別役割分業が定着していった。

性別役割分業が引き起こした問題は、これだけではない。他には、ドメスティック・バイオレンス(以下DVとする)や、中高年男性の自殺率の上昇などが例として挙げられる。これらの社会問題は、言い換えれば、女性が家庭外に職業をもたなかった、もつことができなかったことにより引き起こされたといえる。本研究では、<職業が、近代家族的な思い込みによる社会問題の防止に与える影響>という仮説を作り、尼崎市でおこなわれた「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」のデータをもとに分析をおこなった。児童虐待に関する正確な統計データを取ることは困難であることを考慮し、社会問題としてはDVを使用した。

分析をおこなった結果、職業とDV経験の間に関係性がみられ、常勤職員のように、社会的・経済的な力の強い職業に就いているほど、DV経験の割合が少ないことが分かった。そして、時代背景を合わせて考えることで、その職業を規定するものとして性別役割分業が関係していた。しかし、さらに分析を進めることで、職業は性別役割分業だけでなく、職業観によっても規定されることが分かった。積極的・主体的な意識をもっている人ほど、常勤職員として働いているという結果が出たのだ。そして、常勤職員であれば、DV経験の可能性は低くなる。このことから、積極的・主体的な意識をもって働くことが、DVを防ぐことにつながると、明らかになった。

DVが、男女間の経済的・社会的格差によって起こる以上、自立するだけの経済力を平等にもたなければならない。しかし、ただそれだけでは足りない。自分の人生を自分で歩むという積極的・主体的な意識が、最終的にはDVに陥ることを防ぐのである。

## 2. 序論

### 2.1 児童虐待への関心

数多く存在する社会問題の中で、私が最初に関心をもったのが児童虐待であった。その

きっかけは、高校2年生の時である。社会問題を1つ取り上げ発表するという課題が授業の一環としておこなわれ、私はそこで児童虐待を取り上げた。初めて実際の虐待事例を読み、とても親が子にすることとは思えず、非常にショックを受けたことを今でもよく覚えている。当時の私は、児童虐待が起こる原因は虐待者側のみにあり、虐待をする親はごく稀であると考えていた。しかし、授業で取り上げたことがきっかけで注意してメディア等の報道を見るようになると、児童虐待に関する報道は多く、それは決して特別な家庭に起こるものではないと感じるようになった。なぜ児童虐待がこれほど頻繁に起こるのか。その原因を知りたいと思ったことがきっかけで、私は児童虐待やその他の社会問題により興味をもつようになった。

## 2.2 仮説

落合（2006）によれば、児童虐待が起こる原因は、(1) 父親の協力の欠如、(2) 母親自身の社会的ネットワークの狭さである。それはつまり、近代家族的な思い込みによる性別役割分業が引き起こしたことといえる。近代家族の形成により、男性は妻子を養う役目を一身に背負う。日常の大半を職場で過ごし、時間的にも精神的にも家庭にかかわることができない。また、育児を手伝ってくれる人が少ない社会の中で専業主婦となった女性は、何もかも1人でひっかぶり、育児不安へとつき落とされるのである。

近代家族的な思い込みが引き起こした社会問題は児童虐待だけではない。他には中高年男性の自殺率の上昇や、DVなどがその例として挙げられる。男性のみが外で働き一家を養うには、一定の安定した給料と終身雇用が条件となる。その表れが、最近までの企業における<賃金体系の年功序列制>と<雇用体系の終身雇用制>である。しかし、バブルの崩壊とともに上記の2つの条件を維持することは困難となり、リストラや失業率といった言葉を耳にすることも増えた。一家の大黒柱が職を失えば、稼ぎ手としての役割を男性にのみ依存する家族は到底暮らしていくことができない。その結果、行き詰った夫婦の離婚や、リストラの対象となる中高年男性の自殺率が上昇するのである。

DV に関していえば、男女の社会的格差・不平等性の問題が本質としてある。社会的に強い立場の者が弱い立場の者へ権力をふりかざし、また暴力をふるうことがDVであり、社会的に強い立場に立ちやすいのは、今の社会では男性である場合がほとんどである。性別役割分業により、外に働きに出ることが男性のみの役割となれば、当然社会的影響力や経済力などを男性が握ることとなる。家庭に入った女性は自分自身の生活を成り立たせるため

に必然的に男性に依存しなければならない。そうして権力をもった男性とそれに支配される女性という構造が誕生するのである。

このように、これらの社会問題には全て、近代家族的な思い込みが関係している。母親自身の社会的ネットワークの狭さも、稼ぎ手としての役割が男性にのみ依存することも、女性が社会的影響力や経済力をもたないことも、全て性別役割分業により女性が主婦化したことが原因である。言い換えれば、性別役割分業が確立した社会の中で、女性が家庭外に職業をもたなかった・もつことができなかったことにより引き起こされたのである。児童虐待やDVなど、現実として起こっている問題に対する早急な対策はもちろん必要であるが、そこには根本的な問題として女性の家庭外就業を支援していく必要があるのではないだろうか。そこで本研究では、尼崎市の「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」のデータを使用させていただき、職業が近代家族的な思い込みによる社会問題の防止に与える影響を明らかにしたい。その中でも特に、女性の家庭外就業に焦点を当てて考えていく。しかし、今回の調査では児童虐待に関する質問がされていないこと、児童虐待に関する正確な統計データを取ることが困難なことを考慮し、近代家族的な思い込みによる社会問題としてDVを使用する。

### 2.3 DVの定義

実際に分析をおこなう前に、まずDVについての基礎知識を述べておきたい。DVを文字通りに訳すと、＜家庭内暴力＞である。わが国でいう家庭内暴力は、子どもによる親への暴力とされる場合が多い。しかし、一般的にDVとは、男女の親密な関係の間に起こる暴力のことであり、主に男性が女性に対して権力や支配力を行使する暴力を指し、女性が被害者になる場合に使われている。2004年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」においては次のように定義されている。

「配偶者（婚姻の届出を出していない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」（『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』 第一条）

## 2.4 DVの実態

2002年4月1日より、配偶者暴力相談センターの業務が各都道府県において開始された。配偶者暴力相談センターとは、都道府県が設置する婦人相談所やその他の適切な施設において、(1) DVの相談や相談機関の紹介、(2) カウンセリング、(3) 被害者及びその同伴家族の一時保護、(4) 自立して生活することを促進するための情報提供やその他の援助、(5) 被害者を居住させ、保護する施設の利用についての情報提供やその他の援助、(6) 保護命令制度の利用についての情報提供やその他の援助、をおこなう機関である。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、同等の機能を果たすことができる。配偶者暴力相談センターに寄せられた相談件数は表1の通りである。

表1 配偶者暴力相談センターに寄せられた相談件数

	相談件数					
	女	男	婚姻届出あり	婚姻届出なし	婚姻届出不明	離婚済み
2002年度	35,797	146	29,992	2,541	1,838	1,572
計	35,943			35,943		
2003年度	43,054	171	36,970	2,837	1,314	2,104
計	43,225			43,225		
2004年度	49,107	222	41,740	3,319	1,456	2,816
計	49,329			49,329		
2005年度	51,770	375	44,418	3,519	879	3,329
計	52,145			52,145		
2006年度	58,020	508	48,956	3,938	1,294	4,340
計	58,528			58,528		
2007年度 (9月現在)	31,671	219	26,601	2,002	852	2,425
計	31,890			31,890		

業務が開始された2002年度が35,943件、2003年度が43,225件、2004年度が49,329件、2005年度が52,145件、2006年度が58,528件、2007年度(9月現在)が31,890件と非常に高い数値になっている。相談件数も年々増加しており、この値をみただけでも、DVが特別な関係の間に起こることではなく、誰もがその危険と隣合わせであることがうかがえる。また、相談者の99%以上が女性であり、加害者との関係では83%以上が婚姻状態にあるところから、DVの大半が<夫の暴力にさらされる妻>という構図であることが分かる。2000年にDV防止法が制定され、DVを取り巻く環境がめまぐるしく変化しても、DVに苦しむ人の数は減るどころかむしろ増えている。これは、DVが急激に増加したということではなく、今まで家庭の中でただ出口を見つけることさえあきらめていた人に対して、やっと希望の光が届いた証である。それまで夫婦喧嘩として法は家庭に入らずの精神の下、闇に葬られ

ていたこの問題が、社会問題として認識されるようになったのはごく最近のことである。

## 2.5 DVの形態

一般的にDVは、親密な男女関係の間に起こる暴力のことであるが、一口に暴力といっても、殴る・蹴るなど直接的な暴力だけではなく様々な形態の暴力が存在する。

### ①身体的暴力

殴る・蹴るなど、直接なんらかの有形力を行使するもの。刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても刑罰の対象となる。

例) ・平手でうつ

- ・引きずりまわす
- ・身体を傷つける可能性のある物で殴る

### ②精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的暴力については、その結果、PTSD（外傷後ストレス障害）に至るなど刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもある。

例) ・「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う。

- ・大切にしている物を壊したり捨てたりする。

### ③性的暴力

嫌がっているにも関わらず、性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、ポルノ雑誌やポルノビデオを見せるといったもの。

### ④経済的暴力

生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じるといったもの。

### ⑤社会的暴力

交友関係を制限・禁止したり、電話や手紙などを細かくチェックしたりするといったもの。

の。

これらの様々な形態の暴力は、単独で起きることもあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっている。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。

## 2.6 加害者の特徴

「犯人のもっとも変わらない特徴は、被害者の証言によっても心理学者の観察によっても同じであって、みかけの正常性である」。(友田尋子 2005:56) 日頃から誰に対しても暴力的であったり、アルコールが入ると暴力をふるうなど、客観的にみても暴力的であると認識できる人が加害者である場合もちろんある。「しかし、レノア・E・ウォーカー博士は、社会的に成功した男性からの虐待が多いことを明らかにしている」。(友田 2005:18) 社会的な地位があり、家庭で妻に暴力をふるっているとは考えられないと思われる男性にも、加害者が多いことは事実である。外ではいい人であり、真面目に仕事をし、収入を得、一人前の社会人として通用している男性が多いという。人前でも暴力的になる加害者は一部にすぎず、大部分の加害者は他の面では暴力を起こすことはない。

「もしもDVが病気であるのなら、パートナーや交際相手だけでなく、その加害者を取り巻くあらゆる関係の中で、暴力沙汰が発生するのが自然である」。(友田 2005:65) しかし実際は、パートナーや交際相手以外の関係では、<いい人>であったり<温厚な人>であったりする。ということは、パートナーや交際相手に対してのみ、意図的に暴力をふるっているということになる。

では、なぜ男女間の親密な関係でのみ、加害者は暴力をふるうのであろうか。友田(2005)によれば、そこには男女間の社会的・経済的格差の問題はもちろん、<男として強く、たくましく生きよ>という男性に課せられた課題が、個性豊かに生きる機会を消滅させ、仕事では能力を発揮するものの、私事になると自分の気持ちを表現することが苦手となる男性が多いことが関係している。同じ目線で語り合うことが苦手なだけでなく、自分の気持ちを語る言葉を見失っている男性が多いのである。

## 2.7 被害者がおかれている状況

DVは児童虐待と違い、被害者も成人であることがほとんどであるため、なぜ逃げないのか、あるいは、せつかく逃げてでもまた夫のもとに戻っていくのはなぜなのかとよく問われ

ることがある。その理由をみる前に、まず理解されなければならないことは、「その家庭が彼女の生活の場であり、彼女にとってはそこが自分の全存在をかけた場なのだということである」。(川喜多好恵 2005:53) 悪いのはあくまでも暴力を振るう加害者であり、被害者の方が生活を根こそぎ変えなければならないという理不尽さを、まず十分に理解する必要がある。では、なぜ被害者は逃げるができないのであろうか。それには心理的・物理的側面からの様々な理由がある。

まず、心理的側面からみると、第 1 に<加害者への恐怖感>がある。加害者が何をきっかけに爆発するか分からず、常に加害者の顔色をうかがいながら暮らしている被害者は、逃げれば殺されるかもしれないという強い恐怖心から、家を出る決心がつかないことがある。南野知恵子ほか(2004)によれば、加害者の暴力は、実際に被害者が別れることを決意したり、そうした行動に出た時に、もっともひどくなりがちである。第 2 の理由は<無力感>である。長期間継続的に暴力を受けることにより、加害者と被害者の間には絶対的な支配と服従の関係が生まれる。被害者は自分自身がおかれている環境のもとで生きるため、必然的に加害者に依存し、次第に加害者から逃れることはできない、何をしても無駄といったような無気力状態に陥る。そして、逃げようとする事自体を諦めてしまうのである。第 3 の理由は<複雑な心理>である。DV は親密な関係の男女間で起こるため、初めてなんらかの暴力を受けた時、被害者はパニック状態に陥り、現実を理解できないままに暴力という事実を記憶から排除しようとする。また、その暴力が男らしさの象徴であったり、特別に愛されている存在の自分であるからおこなわれることであると感じることで、被害者であることを自覚することが困難となる。夫の気持ちを満足させることもできない自分は、妻として失格であると自分自身を責める被害者もいる。しかし、気付かないうちに暴力はエスカレートしていき、暴力を暴力と認識した頃にはすでに逃げるができない状態となってしまう。また、一時的に加害者が優しくなったり、泣き落としなどをした場合に、私がいなければこの人は生きていけない・いつか変わってくれる日がくるのではと思い、逃げることをとどまったり、加害者の元へと戻ってしまう場合もある。

次に、物理的側面からみると、第 1 に<経済的な問題>がある。夫にのみ一家の収入を依存している場合、夫から逃れたとしても今後生活していくことができないと考え、逃げるができなくなるのである。第 2 に<子どもの問題>がある。先述したように、DV の大半は夫の暴力にさらされる妻という構造である。したがって、その夫婦の間には子どもがいる場合が多く、加害者から逃れようとする事により、自分だけでなく子どもにもさ

らに危険がおよぶかもしれないという考えが起こる。また、住んでいる地域を離れることや、片親となることによる子どもの就学の問題・世間体などが気にかかり、逃げることに踏み切れないのである。第 3 に＜被害者自身の環境の変化＞がある。暴力から逃れるために行動するのも、住居など様々な環境を変えなければならないのも被害者である。それにより仕事を辞めなければならなかったり、これまでに築いた地域社会での人間関係などを失わなければならないのも被害者であるため、失うものが大きく逃げるできないのである。

最初に暴力を受けた時には、その現実を受け止めることができず、暴力を暴力として認識できた頃には逃げるできない様々な理由が生まれている。このように、一度 DV に陥ると、抜け出すことは難しいといえる。何よりもまず、DV に陥らない状況を自分自身で作っていく必要があるのではないだろうか。

### 3. 方法

#### 3.1 尼崎市調査の概要

本研究では、尼崎市の 2007 年度版「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」のデータを使用させていただいた。調査の概要は以下の通りである。

①調査目的：尼崎市では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、2007 年 12 月に「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」を制定し、それに基づき各種施策の推進に取り組んでいる。現段階での男女共同参画に関する市民の考えを知るための調査である。

②調査方法：市内に居住する 20 歳以上の男女 3000 人（男女各 1500 人）を住民基本台帳より性・年代別に無作為抽出し、郵送による調査票調査をおこなった。

③回収状況：有効回収票 1,088 票（有効回収率 31.6%）

④調査時期：2007 年 10 月 3 日～10 月 25 日

なお分析の手法としては、2変数のクロス分析を用い、統計的に有意な差として5%水準を用いた。説明変数・従属変数などの詳細については、各章で随時ふれたい。

### 3.2 使用した質問項目

尼崎市の2007年度版「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」の中で、本研究において使用した質問項目は以下の通りである。

- ①問6：「男は仕事・女は家事・育児」という考え方に同感しますか
- ①問16：配偶者や恋人などからの暴力について、あなた自身の経験をうかがいます
- ②F1：性別は
- ③F2：年代は
- ④F3：結婚されていますか
- ⑤F7：あなたのお仕事はなんですか
- ⑥F8 (1)：働いている理由はなんですか
- ⑦F8 (2)：今後も仕事をもち続けたいですか
- ⑧F9 (2)：今後仕事をもちたいですか

## 4. 結果

### 4.1 DVの権力構造

今回の調査では、先述した5種類の暴力に加え、自分自身やその家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫の暴力を加えた、計6種類の暴力について経験を尋ねている。これらの暴力のいずれか、またはいくつかを一度でも受けたことがある人とそうでない人に分けた結果は表2の通りである<sup>1)</sup>。

---

1) 各暴力において、1.何度もあった、2.一、二度あった、を1.経験あり、3.全くない、4.配偶者や恋人はいない、を0.経験なしとし、点数化をおこなった結果、DV経験度を0～6点に分けた。その後、1～6点を1.経験あり、0点を0.経験なし、とした。

表 2 DV 経験の割合

	DV経験の有無	% (度数)
経験あり		31.4(307)
経験なし		68.6(671)

注) %表示, カッコ内は観測度数

これを見ると、一度でも DV 経験がある人は全体の 31.4%に昇り、DV が決して少なくないことを示している。次に表 3 と表 4 をみると、DV 経験がある人のうち 71.6%が女性であり、また、DV 経験がある人のうち、離死別・事実婚を含むと婚姻状態にある人が 89.8%である。

表 3 DV 経験と性別の関係

	性別		% (度数)
	女	男	
DV経験あり	71.6(217)	28.4( 86)	100.0(303)
DV経験なし	61.8(412)	38.2(255)	100.0(667)

※有意確率はPearsonのカイ2乗

$\chi^2=8.864, df=1, p<.010$

注) %表示, カッコ内は観測度数

表 4 DV 経験と婚姻状態の関係

	結婚しているか			% (度数)
	未婚	既婚・配偶者あり (事実婚含む)	既婚・離死別	
DV経験あり	10.2( 31)	78.6(239)	11.2(34)	100.0(304)
DV経験なし	18.8(125)	68.6(456)	12.6(84)	100.0(665)

※有意確率はPearsonのカイ2乗

$\chi^2=12.879, df=2, p<.010$

注) %表示, カッコ内は観測度数

このことから、今回の調査においても<夫の暴力にさらされる妻>という DV の構造が明らかとなっている。

#### 4.2 年代と DV 経験の関係

近代家族的な思い込みが DV 経験に与える影響を証明するために、まず年代と DV 経験の間に関係性があるかどうかをみる。その結果は表 5 の通りである。これをみると、もっとも DV 経験の割合が高い年代は 40 代であり、38.2%の人が DV を受けた経験がある。次いで、

37.9%の50代、30.1%の30代、29.5%の60代、25.3%の70代以上、そしてもっとも低い値であったのが21.6%の20代である。

表5 年代がDV経験に与える影響

	DV経験の有無 % (度数)		
	経験あり	経験なし	合計
20代	21.6 (19)	78.4 (69)	100.0 (88)
30代	30.1 (55)	69.9 (128)	100.0 (183)
40代	38.2 (60)	61.8 (97)	100.0 (157)
50代	37.9 (74)	62.1 (121)	100.0 (195)
60代	29.5 (56)	70.5 (134)	100.0 (190)
70代以上	25.3 (40)	74.7 (118)	100.0 (158)
※有意確率はPearsonのカイ2乗			
$\chi^2=14.415, df=5, p<.050$			
注) %表示, カッコ内は観測度数			

この結果について説明する前に、近代家族とは何か、またそれを支えていた要因は何かを知っておく必要がある。本研究でいう近代家族とは、落合のいう家族の戦後体制、野々山でいう夫婦制家族であり、このような近代家族が定着し、また安定していたのは1955年～1975年の高度経済成長期にかけてである。落合(2006)によれば、近代家族がもつ特徴とは、(1)女性の主婦化、(2)再生産平等主義、(3)人口学的移行期世代が担い手、の3つである。高度経済成長期に伴い産業構造が転換して、日本社会は農業や自営業者を中心とする社会から、雇用者すなわちサラリーマンを中心とする社会に変わった。企業は労働者家族に地理的移動が容易な核家族形態を求め、戦前の良妻賢母主義が高度工業化を支える基本思想として再登場した。家庭にあって、家事育児に専念しながら会社人間としての夫の活躍をかげで健気に支える妻が理想とされ、性別役割分業をますます固定化させていった。これが戦後に起こった女性の主婦化である。

再生産平等主義とは、みんなが適齢期に結婚し、子どもが2～3人いる家族を作ることである。では、なぜ子どもの数がこのように画一化したのであろうか。それは、女性の主婦化と同様、産業構造の転換である。農業社会では子どもは働き手であり、何かを生み出す生産財であった。しかし、サラリーマン社会になったことで、子どもは可愛いもの、愛情を与え何年かは楽しめる耐久消費財へと変化した。働き手としての子どもから、愛情の証への子どもに変化したことで、家庭に入る母が必要となる。結婚し、男は働き女は家庭を守り、2～3人の子をもつ家族という画一的な家族を強制する社会が誕生したのである。

そして、3つ目の人口学的移行期世代であるが、近代家族は人口学的移行期世代の人たちが結婚して家族を作る主流だった時代である。近代化が進むと、衛生面や栄養状態が改善されること、産業構造の変化により子どもの価値が変わることにより、多産多死型から少産少死型へと社会の人口の構造が変化する傾向がある。しかし、その間に挟まれた移行期に、多産少死という時期が生じる。その人々が、近代家族の担い手であったのである。この移行期の人々の最大の特徴は、きょうだいが多いということである。子育てや介護などを一家族や主婦、または社会が支えなくても、きょうだい間のネットワークでカバーすることができるという強みを持っていたのである。

これらをふまえたうえで、もう一度表 5 をみてみよう。落合（2006）によれば、近代家族が定着し、安定していた高度経済成長期に家族を作った移行期世代は、1925～1950 年生まれであり、主に現在 60 代以上の人々である。しかし、今回の調査では、DV 経験の割合が高い年代は 40 代・50 代の人々であり、その年代に少しのズレがある。これはどういうことであろうか。落合（2006）によれば、近代家族という体制は、1975 年に終了している。それは、近代家族を形づくってきた 3 本柱の条件の全てが失われたから、つまり女性は脱主婦化し、再生産平等主義は崩壊し、きょうだいの多い人口学的移行期世代の時代も去ったからという理由である。しかし、晩婚化や出生率の低下により、後 2 者の人口学的条件は確かに失われたが、女性の脱主婦化だけがほとんど進まないという現実がある。それは、欧米諸国と違い、オイルショック以降もバブル崩壊まで経済的繁栄を続けた日本では、女性の就業率を画期的に上昇させるにはいたらなかったからである。しかし、すでに人口学的条件が失われており、バブル崩壊以後、経済的繁栄も失われたにもかかわらず、女性の脱主婦化のみが進まないことは危機的状況であるといえる。

では、人口学的条件が失われ始めた 1975 年以降から、バブルが崩壊した 1990 年代初頭に家族を形成していったのはどの世代であろうか。2007 年度の国民生活白書によると、1975 年以降から 1990 年代初頭にかけての女性の平均初婚年齢は、24.9 歳～26.0 歳の間を年々上昇している。この期間に結婚した女性が 25 歳で結婚したと考えると、彼女らは 1951～1970 年代に生まれた世代、つまり DV 経験の割合が高かった 40 代・50 代の人々ということになる。高度経済成長期を支えた人口学的世代は、きょうだい数が多かったので、都会に出た後もきょうだい同士で何くれとなく支え合っていた。近隣ネットワークや公共的施設の援助を求めないで、子どもも育てられたし老人の介護もできた。「時とともにサポート・ネットワークの質的構成は変わっても、それがいっさいなくなるというようなことはありえな

い」。(落合 2006:95) ということは、人口学的条件が失われ、社会的サポートもないままに近代家族の産物である主婦化を維持している家族は、様々な不安定要素を抱えていることになる。男女ともに家庭内で感じるストレスは増加したであろうし、男性が外から持ち帰ったストレスを家庭内以外に排出することができなかったといえる。そして、家庭を守る役目を担うこととなった女性が、その全部を受け止めなければならなくなったのである。これが、40代・50代のDV経験者の割合が高かった理由であると考えられる。しかし、どの世代においても、最低で20%以上の人にDV経験があり、近代家族が形成されていく中でその割合が増加していることが分かる。DVをDVであると認識するかどうかは世代間の違いはあるかもしれないが、古くからの男尊女卑の考えに、性別役割分業が加わったことで、男女間の社会的・経済的格差が維持されていった結果であるといえる。

### 4.3 職業とDV経験の関係

#### (1) クロス集計の結果

ここまでは、年代とDV経験の関係性から、近代家族的な思い込みがDV経験に与える影響を探ってきた。ここでは、職業に着目して、近代家族的な思い込みがDV経験に与える影響をみたい。職業とDV経験の関係性を調べるにあたり、まず値の再割り当てをおこない、職業形態を7つに分けた<sup>2)</sup>。クロス集計の結果は表6のとおりである。

---

2) 6.学生、は仕事をしていないので、7.無職と合わせた。5.家事専従は、賃金がないだけで、家事というシャドワークをおこなっていると考え、そのまま残している。その結果、職業形態を1.自営業主、2.常勤職員、3.派遣職員、4.パート・アルバイト、5.家事専従、6.無職、7.その他、の7つに分けた。

表 6 職業が DV 経験に与える影響

	DV経験の有無 % (度数)		
	経験あり	経験なし	合計
自営業主	32.9(27)	67.1(55)	100.0(82)
常勤職員	28.1(79)	71.9(202)	100.0(281)
派遣職員	38.1(8)	61.9(13)	100.0(21)
パート・アルバイト	37.3(57)	62.7(96)	100.0(153)
家事専従	41.4(70)	58.6(99)	100.0(169)
無職	22.8(50)	77.2(169)	100.0(219)
その他	34.2(13)	65.8(25)	100.0(38)
※有意確率はPearsonのカイ2乗			
$\chi^2=19.782, df=6, p<.010$			
注) %表示, カッコ内は観測度数			

これをみると、もっとも DV 経験の割合が高い職業は家事専従であり、41.4%の人に DV 経験がある。次いで、派遣職員の 38.1%、パート・アルバイトの 37.3%と続く。これをみただけでも、主婦になることや不安定な雇用は、DV 経験の可能性を高める要因となっていることが分かる。

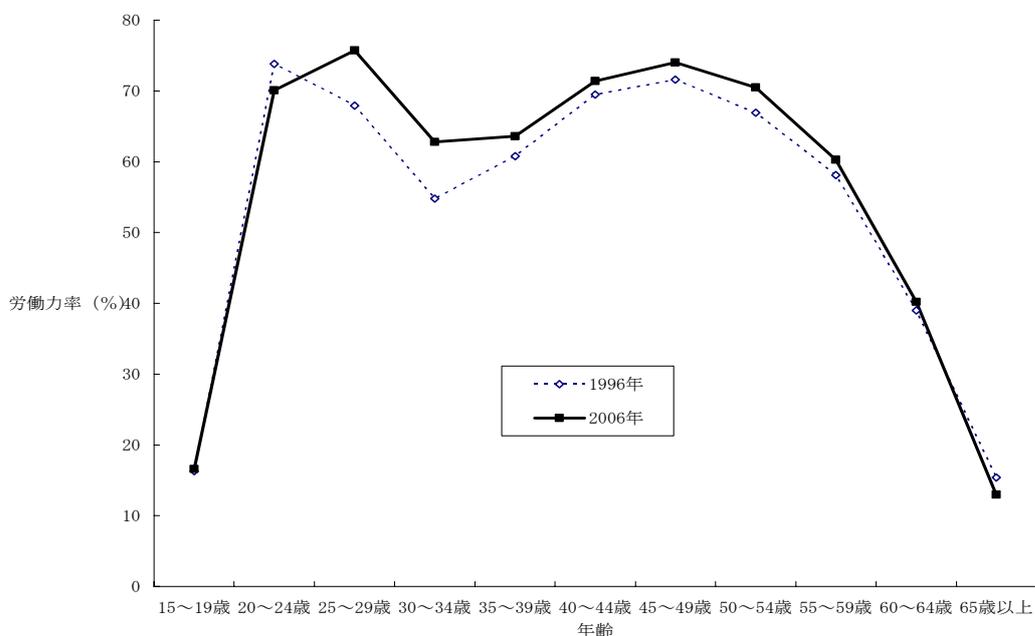
しかし、無職の人をみると、DV 経験がある人の割合は 22.8%で、もっとも低い値となっている。無職であるということは、生きていくうえでの収入を何かに、あるいは誰かに頼っているということであり、夫婦間の社会的・経済的格差の拡大から、もっとも DV 経験の割合が高くなると普通は考えられる。それにもかかわらず、なぜもっとも低い値であったのだろうか。それには年代が関係している。無職の人のうち 48.9%は 70 代以上の人であり、60 代以上の人も含めると、その割合は 78.3%にまで及ぶ。60 代以上の人であれば、すでに定年退職をしている人も多い。生活費の中心は年金である可能性が高く、夫婦間の経済的格差が自然と消滅している。そのため、無職の DV 経験がもっとも少ないのだと考えられる。このことから無職を除くと、もっとも DV 経験の割合が低い職業は、28.1%の常勤職員である。

今回の調査では、現在の仕事にもっとも近いものを 1 つ選ぶという質問であるため、家事専従を選んだ人の多くは、生きていくうえでの収入を全て配偶者に依存しているということになる。そうなれば、その夫婦の社会的・経済的格差はもちろん大きくなる。その結果、DV へとつながったのであろう。しかし、派遣職員やパート・アルバイトなど、なんらかの仕事に就き、自分自身で収入を得ている人でも、DV 経験を受けている割合は家事専従の人々に追いつくところまできている。いくら働いているとはいえ、常勤職員に比べれば

その賃金は低く、社会保険などの保障やボーナスがない場合がほとんどである。雇用形態としても、経営の悪化や不祥事などで雇用側が人員を削減することになれば、真っ先にその対象となる不安定なものである。ましてや管理職など、その会社の経営を左右するような力のある地位に就くことなどありえない。家事専従に比べれば、多少はDV経験の可能性を低くする要因になっているかもしれないが、不安定な雇用形態であれば、結局は社会的・経済的格差は埋まらないままである。

今回の調査において、家事専従のうち女性の割合は 99.4%、パート・アルバイトにおいては 86.7%、派遣職員においては 76.2%、常勤職員においては 42.4%となっており、不安定な雇用形態にはやはり女性が多いことが分かる。では、なぜ女性の職業形態が、家事専従や派遣職員、パート・アルバイトなどになるのであろうか。そこにはやはり、性別役割分業が関わっているからである。グラフ 1 をみてほしい。これは、総務省統計局の「労働力調査」をもとに、1996 年と 2006 年の女性の年齢別労働力率をグラフ化したものである。10 年前の 1996 年に比べれば、2006 年のグラフの M 字型は緩やかになり、M 字の底も上がっているが、それでもはっきりと M 字の形をとっている。

グラフ 1 女性の年齢別労働力率



グラフが M 字になる理由は、高校や大学を卒業後に働き始めた女性が、結婚や出産を機に

退職して家庭に入り、子どもが手を離れた頃に再び働き始めるからである。しかし、学校を卒業した後に正社員として働き始めたとしても、いったん家庭に入った後の再就職はパートがほとんどである。それでは、DV 経験の可能性を下げる要因にはならない。労働力率が M 字曲線をとるかぎり、男女間の社会的・経済的格差は埋まらないのである。

## (2) 女性の就業意識

戦後以降、根強く残る M 字曲線であるが、女性は本当にこのような生き方を望んでいるのであろうか。長年多くの女性が同じような生き方をたどっていることだけをみれば、女性が自らその道を選んでいると考える人もいるかもしれないが、今回の調査においてもその考えは完全に否定されている。

表 7 をみてほしい。この表は、現在仕事を持っている女性に対して今後も仕事を続けたいかどうかを尋ね、年代別に分けたものである。

表 7 今後も仕事を続けたいかどうか（女性）

女	今後も仕事をもち続けたいか % (度数)				合計
	働ける間は働きたい	当分の間は働きたい	やめたい	わからない	
20代	68.2(30)	13.6( 6)	6.8(3)	11.4(5)	100.0(44)
30代	81.0(51)	11.1( 7)	3.2(2)	4.8(3)	100.0(63)
40代	72.2(52)	19.4(14)	5.6(4)	2.8( 2)	100.0(72)
50代	65.1(54)	20.5(17)	8.4(7)	6.0( 5)	100.0(83)
60代	74.4(32)	20.9( 9)	4.7(2)	.0( 0)	100.0(43)
70代以上	81.8( 9)	18.2( 2)	.0(0)	.0( 0)	100.0(11)

注) n=316, %表示, カッコ内は観測度数

現在仕事を持っている女性では、世代間に多少の差はあるものの、「働ける間は働きたい」と答えた人が大半である。また、「働ける間は働きたい」と「当分の間は働きたい」を選んだ人を合わせると、どの世代においても 80%以上の人在今后も働きたいと分かっていることが分かる。また、グラフ 1 で M 字曲線の底を形成していた 30 代の人に限ってみれば、81.0%の人が「働ける間は働きたい」と思っており、「当分の間は働きたい」を選んだ人と合わせると、92.1%の人が今後も働きたいと考えていることが分かる。

次に、表 8 をみてほしい。この表は、現在仕事を持っていない女性に対して今後仕事を続けたいかどうかを尋ね、年代別に分けたものである。

表 8 今後仕事を持ちたいかどうか（女性）

女	今後仕事を持ちたいか % (度数)		
	はい	いいえ	合計
20代	88.2(15)	11.8( 2)	100.0(17)
30代	71.4(40)	28.6(16)	100.0(56)
40代	66.7(14)	33.3( 7)	100.0(21)
50代	45.0(18)	55.0(22)	100.0(40)
60代	31.0(22)	69.0(49)	100.0(71)
70代以上	7.2( 6)	92.8(77)	100.0(83)

注) n=288, %表示, カッコ内は観測度数

年齢が上がるにつれ、今後仕事を持ちたいと答えた人の割合は減少しているが、50代でも約半分の人が仕事を持ちたいと考えている。そして、40代では66.7%、30代では71.4%、20代では88.2%の人が今後仕事を持ちたいと考えており、その割合の高さがうかがえる。また、現在仕事を持っている人の時と同様、M字曲線の底を形成している30代の人々も、71.4%の人が今後仕事を持ちたいと考えている。

この結果から分かることは、現在働いている女性の大半が今後も働きたいと考えており、現在仕事を持っていない女性も働き盛りの若い世代になるほど、大半の人が今後働きたいと考えているということである。M字曲線をとる現実とは違い、女性の就業意識は、非常に高いものとなっている。

#### 4.4 性別役割分業意識と年代・職業の関係

年代とDV経験、職業とDV経験の関係性を見た時、年代や職業を規定しているものとして背景には性別役割分業があるとした。では、実際に存在している性別役割分業は、人々の性別役割分業意識によって決まっているのであろうか。それを調べるために、ここでは性別役割分業意識と年代、性別役割分業意識と職業の関係性を探りたい。性別役割分業意識を尋ねる質問としては、問6の「男は仕事、女は家事・育児という考え方に同感しますか」を使用した。年代・職業との分析をおこなうにあたり、性別役割分業意識の値の再割り当てをおこなった<sup>3)</sup>。クロス集計の結果は、表9・表10のとおりである。

3) 1.同感する、2.どちらかといえば同感する、を1.同感する、3.どちらかといえば同感しない、4.同感しない、を2.同感しない、とした。

表 9 性別役割分業意識と年代の関係

	年代 % (度数)						合計
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
同感する	5.8(35)	16.2(98)	12.2(74)	16.3(99)	23.3(141)	26.2(159)	100.0(606)
同感しない	12.6(56)	19.7(88)	20.2(90)	24.2(108)	14.8(66)	8.5(38)	100.0(446)
※有意確率はPearsonのカイ2乗							
$\chi^2=86.496, df=5, p<.010$							
注) %表示, カッコ内は観測度数							

表 9 において、性別役割分業に同感する人としめない人を比べると、60代・70代以上の年代の人は、性別役割分業に同感する人の方が多く、20代～50代の人では、同感しない人の方が多い。

また、各年代において同感する人と同感しない人の割合を比べてみると、性別役割分業意識がもっとも高い年代（＝同感すると答えた割合が高い年代）は、70代以上であり、次いで60代、30代、20代と続き、DV経験の高かった40代・50代は性別役割分業意識が低いという結果が出ている。性別役割分業意識が低い世代ほどDV経験が高い世代であるというこの結果は、私の仮説と正反対の結果であるといえる。この結果はどういうことであろうか。

表 10 をみてほしい。これは、性別役割分業意識と職業をクロス集計した結果である。

表 10 性別役割分業意識と職業の関係

	職業形態 % (度数)							合計
	自営業主	常勤職員	派遣職員	パート・アルバイト	家事専従	無職	その他	
同感する	7.8(47)	22.6(136)	1.8(11)	14.5(87)	19.8(119)	29.6(178)	4.0(24)	100.0(602)
同感しない	9.7(43)	36.9(164)	2.3(10)	15.8(70)	12.2(54)	18.7(83)	4.5(20)	100.0(444)
※有意確率はPearsonのカイ2乗								
$\chi^2=41.116, df=6, p<.010$								
注) %表示, カッコ内は観測度数								

これをみると、性別役割分業意識がもっとも高い割合の職業は無職であり、次に家事専従、派遣職員、パート・アルバイトと続き、性別役割分業意識がもっとも低い割合の職業は常勤職員であった。つまり無職を除いて考えると<sup>4)</sup>、性別役割分業意識が高い割合の職業は、家事専従、派遣職員、パート・アルバイトといったDV経験の高い職業であり、性別役割分業意識が低い割合の職業は、DV経験の割合も低い常勤職員なのである。

4) 無職を除いて考える理由は4章3節1項の場合と同じである。

性別役割分業意識と年代、性別役割分業意識と職業の 2 つの分析結果を合わせて考えると、性別役割分業意識が低い人ほど DV 経験の高い年代であり、DV 経験の低い職業に就いているという矛盾した結果になる。しかし、4 章 2 節で述べたように、近代家族の形成と共に性別役割分業が定着していったという時代背景があり、4 章 3 節で述べたように、DV 経験の高い家事専従、派遣職員、パート・アルバイトといった職業に就いているのは大半が女性であり、性別役割分業が実際に存在しているという結果が出ている。ということは、性別役割分業意識が高いがゆえに男女の職業が区別され、それにより DV を受けた結果、性別役割分業意識が低くなったと考えるべきである。今回の分析で、性別役割分業意識が低いという結果が出た 40 代・50 代の人々も、もともとは性別役割分業意識がもともと高かった可能性が高い。やはり、年代や職業を規定するものとして、その背景には性別役割分業が関係しており、それが DV へと繋がっているのである。

#### 4.5 職業観と職業の関係

ここまでは、年代と DV 経験、職業と DV 経験の関係性から、近代家族的な思い込みである性別役割分業が、DV 経験の可能性を高める要因となることを証明してきた。性別役割分業が定着したことにより、どのような職業に就いて、どのような人生を歩むかが画一化されてきた。しかし、このような規範的な要因だけでなく、自らの意志で職業を選択していった人も、もちろんいるはずである。その意識の表れが職業観である。ここでは職業観に着目し、職業観が職業に与える影響を探りたい。

今回の調査では、現在仕事を持っている人に対して、1. 働くことは当然である、2. 生活費を得るため（自分の収入がないと生活できない）、3. 家計の補助や将来への貯蓄のため、4. 自分の自由になるお金を得るため、5. 自分の才能や能力、知識や技術を生かすため、6. 社会的な経験を積み視野を広げるため、7. 人間関係を豊かにするため、8. 家庭だけにいたくないため、9. 家業だから、10. その他、の計 10 項目から、働いている理由を最高で 3 つまで選んでもらっている。職業との分析をおこなうにあたり、職業の値の再割り当てをおこなった<sup>5)</sup>。

---

5) 4 章 3 節において、派遣職員とパート・アルバイトでは、DV 経験を下げる要因とはならないという結果が出た。常勤職員との比較を分かりやすくするため、派遣職員とパート・アルバイトを合わせ、非常勤職員とした。

表 11 職業観と職業の関係

		職業形態 % (度数)				有意確率
		自営業主	常勤職員	非常勤職員	合計	
働くことは当然である	はい	24.3(54)	61.3(136)	14.4(32)	100.0(222)	$\chi^2=54.105, df=2, p<.010$
	いいえ	10.6(37)	47.4(166)	42.0(147)	100.0(350)	
生活費を得るため	はい	15.8(60)	60.2(228)	24.0(91)	100.0(379)	$\chi^2=30.572, df=2, p<.010$
	いいえ	16.1(31)	38.3(74)	45.6(88)	100.0(193)	
家計の補助などのため	はい	9.1(22)	49.2(119)	41.7(101)	100.0(242)	$\chi^2=27.915, df=2, p<.010$
	いいえ	20.9(69)	55.5(183)	23.6(78)	100.0(330)	
自分の自由になるお金のため	はい	8.5(14)	47.9(79)	43.6(72)	100.0(165)	$\chi^2=20.385, df=2, p<.010$
	いいえ	18.9(77)	54.8(223)	26.3(107)	100.0(407)	
才能などを生かすため	はい	14.3(18)	64.3(81)	21.4(27)	100.0(126)	$\chi^2=9.333, df=2, p<.010$
	いいえ	16.4(73)	49.6(221)	34.1(152)	100.0(446)	
社会的経験のため	はい	7.1(8)	63.7(72)	29.2(33)	100.0(113)	$\chi^2=10.277, df=2, p<.010$
	いいえ	18.1(83)	50.1(230)	31.8(146)	100.0(459)	
家庭だけにいたくないため	はい	3.8(3)	31.3(25)	65.0(52)	100.0(80)	$\chi^2=50.589, df=2, p<.010$
	いいえ	17.9(88)	56.3(277)	25.8(127)	100.0(492)	

※有意確率はPearsonのカイ2乗

注) n=572, %表示, カッコ内は観測度数

その他を除いた9つの項目と職業をクロス集計した結果は表11の通りである。

これをみると、関係性がみられた項目は「働くことは当然」「生活費のため」「家計の補助などのため」「自分の自由になるお金のため」「才能などを生かすため」「社会的経験のため」「家庭だけにいたくないため」の計7項目であった。

「働くことは当然」に「はい」と答えた人の中で、常勤職員は61.3%であり、「いいえ」の47.4%に比べて割合が増加している。これに対して「はい」と答えた人の中で非常勤職員は14.4%であり、「いいえ」の42.0%に比べて減少している。働くことは当然と考えている人は、そうでない人に比べて常勤職員として働いているのである。同様の結果が出たのが「生活費のため」という項目である。「はい」と答えた人の中で常勤職員は60.2%であり、「いいえ」の38.3%に比べて割合が増加している。これに対して「はい」と答えた人の中で非常勤職員は24.0%であり、「いいえ」の45.6%に比べて減少している。生活費のために働いている人は、そうでない人に比べて常勤職員として働いているのである。

次に、同じような経済的理由である「家計の補助などのため」「自分の自由になるお金のため」の2項目についてみる。「家計の補助などのため」に「はい」と答えた人の中で常勤職員は49.2%であり、「いいえ」の55.5%に比べて割合が減少している。これに対して「はい」と答えた人の中で非常勤職員は41.7%であり、「いいえ」の23.6%に比べて増加している。「自分の自由になるお金のため」でも同様の結果が出ており、「家計の補助などのため」「自分の自由になるお金のため」に働いている人は、そうでない人に比べて非常勤職員として働いていることが分かる。ここまでみた4項目は、その内容に若干の違いはあるも

の、全て同じ経済的理由である。「働くことは当然」という意識も、働いてお金を稼がなければ、根本的に生活が成り立たないという現実の表れであると考えることができる。4項目の経済的理由に対して、2項目ずつ常勤職員である傾向と非常勤職員である傾向が出たということは、結局、経済的理由のために働いているのは、どちらも同じということである。

しかし、それよりもさらに積極的な理由である「才能などを生かすため」「社会的経験のため」という項目になると、それを働く理由に選んだ人は、そうでない人に比べて常勤職員として働いているという結果しか出ない。表 11 をみると、「才能などを生かすため」に「はい」と答えた人の中で常勤職員は 64.3%であり、「いいえ」の 49.6%に比べて増加している。これに対して、「はい」と答えた人の中で非常勤職員は 21.4%であり、「いいえ」の 34.1%に比べて減少している。「社会的経験のため」でも、「はい」と答えた人の中で常勤職員は 63.7%であり、「いいえ」の 50.1%に比べて増加している。これに対して、「はい」と答えた人の中で非常勤職員は 29.2%であり、「いいえ」の 31.8%に比べて減少しているのである。

ここで、もう 1 つ職業と関係性のあった「家庭だけにいたくないため」について説明しておく。「はい」と答えた人の中で常勤職員は 31.3%であり、「いいえ」の 56.3%に比べて減少している。これに対して、「はい」と答えた人の中で非常勤職員は 65.0%であり、「いいえ」の 25.8%に比べて増加している。この結果から分かることは、「家庭だけにいたくないため」に働いている人は、そうでない人に比べて非常勤職員として働いているということである。家庭だけにいたくないという意識は、経済的理由ではないし、自ら働こうとする積極的な意志を持っていると考えることもできる。しかし、「才能などのため」「社会的経験のため」に比べれば、自分自身の社会性が低くなることを防ぎたいという要素が強く、自己実現の手段や社会性を高める手段として職業をとらえているとは言いがたい。そのため、経済的理由にも、積極的・主体的理由にも入れないこととした。

この分析結果から、経済的理由は職業に影響を与えないが、それよりもさらに積極的・主体的な理由は職業に影響を与えており、そのような意志を持って働いている人は、社会的・経済的に強い力をもつ常勤職員であるということがいえる。4章で職業とDV経験の関係をみた時、最もDV経験の割合が高い職業は家事専従であり、次いで派遣職員、パート・アルバイトと続いた。また、無職を除けば常勤職員が最もDV経験の割合が低い職業であっ

た<sup>6)</sup>。この結果から、社会的・経済的に強い力をもつ常勤職員は、社会的・経済的な力が弱い家事専従、派遣職員、パート・アルバイトに比べて、DV経験の可能性が低いことが分かる。社会的・経済的な力が強い職業に就くことは、DV経験の可能性を低くするのである。今回の職業観と職業の関係性、そして、前節の職業とDV経験の関係性を合わせて考えると、自己実現の手段や社会性を高めるものとして、積極的・主体的な意志をもって職業を選んでいる人は常勤職員であり、常勤職員であることはDV経験の可能性を低くするということがいえる。つまり、積極的・主体的な意志をもって生きていこうとする姿勢が、DVに陥ることを防ぐ手段となるのである。

#### 4.6 職業観とDV経験の関係

職業観と職業の関係性、職業とDV経験の関係性から、職業観がDV経験に与える影響を間接的に証明することができた。ここでは、その証明をさらに確かなものにするため、職業観とDV経験のクロス集計をし、2変数の直接的な関係性を探りたい。

職業観として使用した質問は、前節と同じ、働いている理由である。その他を除いた9つの項目とDV経験をクロス集計した結果は表12の通りである。

表12 職業観がDV経験に与える影響

		DV経験の有無 % (度数)			有意確率
		経験あり	経験なし	合計	
社会的経験のため	はい	23.4(26)	76.6(85)	100.0(111)	$\chi^2=4.571, df=1, p<.050$
	いいえ	34.0(145)	66.0(281)	100.0(426)	
人間関係の豊かさのため	はい	16.9(10)	83.1(49)	100.0(59)	$\chi^2=6.775, df=1, p<.010$
	いいえ	33.7(161)	66.3(317)	100.0(478)	

※有意確率はPearsonのカイ2乗

注) n=537, %表示, カッコ内は観測度数

これをみると、関係性がみられた項目は、「社会的経験のため」と「人間関係の豊かさのため」の2項目であった。他の変数との関係性を考えずに、働いている理由だけをみると、最も多い理由は「生活費を得るため」であり、その後に「家計の補助や将来への貯蓄のため」「働くことは当然である」と続く。人が生きていくうえでお金は必要不可欠なものであるため、このような経済的理由が上位にきていることは、ごく当たり前といえる。しかし、そのような現実的な理由だけでなく、仕事に対して自分の可能性を広げることや、賃金以

6) 無職を除く理由は、4章3節1項で示したとおりである。

外のものを得ることを求めている人もいる。今回 DV 経験と関係性がみられた「社会的経験のため」や「人間関係の豊かさのため」という理由は、まさにそれにあたる。

働く理由の1つとして「社会的経験のため」を選んだ人の中で、DV 経験がある人は 23.4% であり、そうでない人の 34.0% に比べて 10.6% 低くなっている。また、「人間関係の豊かさのため」に働いていると答えた人の中でも、DV 経験のある人は 16.9% であり、そうでない人の 33.7% に比べて 16.8% 低い。現実的な経済的理由で働いているかどうかは DV 経験に影響を与えないが、仕事に対してさらに積極的に何かを求めていく意識、積極的・主体的な意識は、DV 経験の可能性を減少させる要因となっているのである。前節で証明された結果が、ここでも証明されている。

お金がなければ生きていくことができない以上、働くうえでお金が最も重要な意味をもつのは、仕方がないことであり、当たり前のことである。しかし、ただ義務的に働くだけでなく、仕事を通じての幅広い出会いや人脈、自己実現の可能性など、積極的にプラス面を求めていくことで、人生の新しい選択肢は増えていく。お金を得るために働かなければならないのなら、それ以外のものも同時に手に入れた方が一石二鳥である。自分自身の人生を、自分自身で広げていくという自立的な強い意志は、やはり、DV に陥ることを防ぐ手段となるのである。

## 5. 考察

### 5.1 分析結果のまとめ

本研究では、近代家族的な思い込みである性別役割分業が引き起こす社会問題として DV を取り上げ、1 番の被害者となりうる女性の家庭外就業が、その防止につながると証明することを目的としてきた。年代と DV 経験、職業と DV 経験の関係性に、時代的背景を合わせて考えると、古くからの男尊女卑の考えに性別役割分業が加わったことで、男女間の社会的・経済的格差が維持され、その結果、DV へとつながっていることが証明された。やはり、DV を防止するには、女性の家庭外就業が必須なのである。しかし、たとえ家庭外就業をしていたとしても、その雇用形態が、社会的・経済的に力の弱い派遣職員やパート・アルバイトであれば、それは DV を防止する要因とはならなかった。「パート主婦はやはり主婦なのである」。(落合 2006:19)

4 章 3 節において、女性の就業意識について説明した時、私は M 字曲線が女性の意に反し

て形成されていると述べた。その根拠は、尼崎市調査における女性の就業意識の高さである。しかし、ここに子育てがかかわってくると、就業に対する考えに変化がみられる。いわゆる3歳児神話の存在である。3歳児神話とは、母親以外の人に子どもを預けることは、毎朝母親に捨てられる経験を繰り返すこととなり、幼児にとって耐え難い苦痛であり、心に傷を残すこととなるため、3歳ぐらいまでは母親の手で子どもを育てることが望ましいというものである。その根拠は、精神分析論にある。人生には発達段階があり、それぞれの発達段階には達成されなければならない発達課題がある。もしそれがうまく達成できないと、それより上の段階には上がることができないというものである。人生最初の発達課題は、母親との関係により築かれる「基本的信頼感の確立」であるとされた。この考えが一般的であったため、母親と離れると泣き出す子どもや、人見知りをする子どもには、何かあった時に母親が守ってくれるという安心感を子どもが持っていないから、母子の絆が弱いから起こるといわれた。しかし、この常識こそが近代家族は人類にとって普遍のものであるという考えを前提としていて、子どもにとって対人関係の相手が母親でなければならないという科学的根拠は存在しない。落合（2006）によれば、実際は母子関係に閉じこもり、他者とのコミュニケーションを閉ざしたことにより、上記のような子どもの行動が起こるのである。

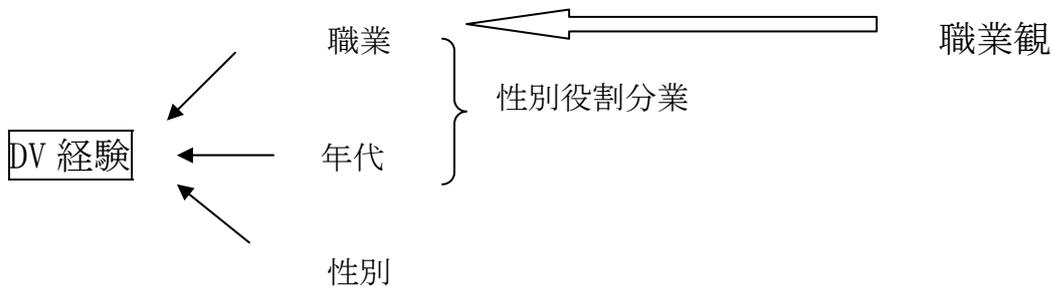
ところが、3歳児神話は今も根強く残っている。国立社会保障・人口問題研究所が2003年に実施した第3回全国家庭動向調査によると、「子どもが3歳ぐらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念した方がよい」という考えに対して、82.9%の女性が支持をしている。この調査における女性とは、妻、つまり既婚女性である。この調査では、他にも性別役割意識や介護に関する意識など、家族規範と呼ぶことができる様々な質問をしているが、この3歳児神話という規範が最も多くの支持を得ている。しかし、5年前におこなわれた第2回調査の時に比べれば、「まったく賛成」は10%以上低下しており、「どちらかといえば賛成」を含めても、肯定的な支持は7.2%低下している。また、同じ調査の中で、夫の育児遂行率が高いと第1子出産時の妻の就業継続率が高いこと、夫の育児遂行率が高いと追加予定子ども数も多くなるという結果が出ている。育児に夫の協力があれば妻も仕事を継続することができるということは、妻1人に育児負担が集中していることが、結果的に3歳児神話を支える要因の1つになっていると考えることができる。根強く3歳児神話を信じている人は依然多数いるが、実際の生活において<仕事・家事・育児>を全て担うことが困難となり、結果的に家庭に入ることを余儀なくされた人がいるということが分かる。

尼崎市における調査結果と、国立社会保障・人口問題研究所における調査結果を合わせて考えると、M字曲線はやはり女性の意に反して形成されているということになる。高校や大学を出てせっかく就いた仕事を、続けたいと思いつつも結婚や出産を機に退職することとなり、その後再就職を望むものの、雇用形態は不安定で賃金も低いものばかり。そして、その生き方はそうでない生き方に比べ、DV経験の可能性を高めることとなる。それは、あまりにも理不尽な現実ではないだろうか。

しかし、尼崎市の調査では、女性がどのような職業形態で働きたいと思っているかまでは分からない。もしも職業形態にこだわらない就業意識、つまり、正社員ではなく、派遣職員やパート・アルバイトでも良いという意識であれば、それはDVを防止することにはつながらない。正社員として男性となんら変わりのない働き方をしなければ、根本的にDVはなくなるのだ。だが、実際は、結婚や出産を機に退職して家庭に入り、子どもが手を離れた頃にパートとして再就職する、M字曲線の生き方が依然として根強い。そのような生き方は、DV経験の可能性を高めることとなるにもかかわらず。

では、どうすれば、女性と男性は差のない人生を送ることができるのであろうか。それには、男女雇用機会均等法を本気で効果のある法律にするなど、制度面での整備が不可欠である。どれだけ働きたいと思っても、就職先がなければ話にならない。しかし、それだけでは足りない。ただ口先だけで男女平等をうたったところで、人々の意識に変化がなければ、結局は無意味である。性別役割分業によって、確かに男女の職業は区別されてきた。しかし、今回の調査で、それ以外にも、職業観によって職業が決まるということが証明された。働く理由として誰もが経済的理由を持っていることは、もはや当たり前である。今回の調査においても、働いている理由の上位3つは経済的理由であった。しかし、このような経済的理由で働く意識は、職業に影響を与えなかった。職業に影響を与えるのは、「社会的経験を積み、視野を広げるため」「自分の才能や能力、知識や技術を生かすため」といった積極的・主体的な意識で、職業を自己実現の手段や社会性を高める手段としてとらえているかどうかであった。そして、そのような意識をもって働いていることが、結果としてDVを防止する手段となっていることが分かった。ということは、DVに陥らないためには、また、DVを断ち切るには、積極的・主体的な意識をもって正社員として働くことが重要なのだ。

図1 分析結果のまとめ



## 5.2 DV 防止法の歩み

日本では、2000年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法とする）が制定された。DV防止法の主な概要は、1. DVの定義、2. 国及び地方公共団体の責務、3. 配偶者暴力相談センター等の役割、4. 被害者の保護について、5. 裁判所からの保護命令について、である。その内容は、被害者の発見や保護にむけた関係機関の協力、加害者を被害者に近づけないための対策、相談機関の充実など、どのようにして被害者を守るかという点に重点がおかれている。被害者の自立については、配偶者暴力相談センターがその役割を担っており、＜自立して生活することを促進するための情報提供をおこなうこと＞と明記されている。しかし、国や地方公共団体の責務として、被害者の自立を支援することは明確にされておらず、また、配偶者暴力相談センターが被害者の自立支援のためにおこなうべき業務の具体的な内容については明確には規定されていない。

2004年には改正DV防止法が制定された。この改正において、保護対象者の拡大、対象となる暴力の範囲の拡大、保護命令の拡充などが規定された。被害者の自立支援については、それが国や地方公共団体の責務であると定められ、配偶者暴力相談センターは＜被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助をおこなうもの＞と規定された。

そして、2007年にさらに一部が改正され、2008年1月11日から施行される。政府が改正のポイントとして挙げているのは、保護命令制度のさらなる拡充、DV防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を、市町村においても努力義務とすること、などである。具体的な例としては、被害者への物理的な接近の禁止に加え、電話・電子メール等も新たに禁止の対象となること、被害者自身だけでなく、被害者の親族等も接

近禁止命令の対象になること、などである。

2001年に最初のDV防止法が制定されて以来、2度の改正がおこなわれたわけだが、その重点はやはり<加害者から被害者を保護すること>におかれている。就業の促進については、ハローワークがおこなう職業紹介、国及び都道府県が実施する職業訓練などがあるが、それ以上の具体的な施策は示されていない。現実にはDV被害に合っている人がいるのだから、一刻も早い発見と、加害者からの保護が何よりも優先されなければならないことは確かである。しかし、被害者が自立し、自分自身で新しい人生を歩むことができ、初めてDVを断ち切ったといえるはずである。そう考えれば、被害者の保護と同じくらい自立支援は大切なことであり、国の施策はまだ不十分であるといえる。

### 5.3 DVのない社会を作る

DVに陥らないために、また、DVを断ち切るためにもっとも必要なことは、積極的・主体的な意識をもって人生を歩むことである。それが、本研究において証明されたことであり、私をもっとも主張したいことである。しかし、その証明と国の施策である改正DV防止法には隔たりがあることが分かった。改正DV防止法の中でも被害者の自立支援については書かれているが、改正案などをみても、その重点はやはり加害者からの保護におかれている。また、住宅の確保や、生活保護による生活費の確保など、自立にむけての一步として支援者側が提供するものについては、自立支援の中でも具体的に書かれているが、最終的に1番必要なはずの就業支援については具体性に欠けている。最終的には被害者自身の主体性・自立性が必要なはずであるのに、国の施策としては、被害者を守ることに意識が働きすぎているのではないだろうか。DV防止法にまで、<女性は守られて生きるもの><生きるために必要なものは与えてもらうもの>という意識が働いているように感じる。DVの早期発見と加害者からの保護は最優先であるが、その後は自立することが最優先なのだ。

ここで1つ断っておきたいが、専業主婦となった人やM字曲線のような生き方をした人が、自立的でなかったなどと私は考えていないし、正社員として働いているから自立的だとも考えていない。専業主婦であってもDV経験のない人もいるし、正社員であってもDV経験のある人もいる。DVはあくまでも暴力をふるう加害者や、それを引き起こす社会に問題があるのであって、被害者に非はない。

しかし、現実として生きていくには経済力が必要であり、積極的・主体的な意識をもって正社員として働くことが、DVの防止につながるという結果がある以上、そのような生き

方が必要なのだと感じる。誰もがそのような生き方をしない限り、男女間だけに限らず、どこかに社会的・経済的格差が存在することになる。DV 経験がある人だけでなく、今後 DV に陥る人を生まないためにも、積極的・主体的な意識を高めていくような、啓発活動のような対策が 1 番必要なのではないだろうか。

同じ道を歩んだとしても、それが誰かに決められた道ならば不満も生まれるであろう。しかし、自分自身で選んだ道であれば、不満が生まれたとしても、それを乗り越える意味も諦める意味もその人自身が知っており、何より、自分自身で決めたという事実がその人の自信となるはずである。これ以上 DV を生まないために、DV を断ち切るために、全ての人に積極的・主体的な意識をもって人生を歩んでほしい。自分の人生は自分のものであり、自分自身で歩いていくものなのである。

#### 〔文献〕

- 落合恵美子, 2006, 『21 世紀家族へ 第 3 版 ——家族の戦後体制の見かた・超えかた——』有斐閣.
- 南野知恵子・神本美恵子・山本香苗・吉川春子・福島みずほ, 2004, 『詳解改正 DV 防止法』ぎょうせい.
- 日本 DV 防止・情報センター, 2005, 『ドメスティック・バイオレンスへの視点——夫・恋人からの暴力根絶のために——』朱鷺書房.
- 野々山久也, 2007, 『現代家族のパラダイム革新——直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ——』東京大学出版会.
- 尼崎市ホームページ, 2005, 「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」  
(<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/hataraku/zinken/064jourei.html>, 2007. 10. 24).
- 厚生労働省ホームページ, 2007, 「平成 18 年度 働く女性の実情」  
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/04/h0420-2.html>, 2007. 12. 1).
- 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ, 2006, 「第 3 回全国家庭動向調査」  
(<http://www.ipss.go.jp/index.html>, 2007. 12. 4).
- 総務省統計局ホームページ, 2006, 「労働力調査」  
(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/0.htm>, 2007. 12. 4).
- 内閣府国民生活政策ホームページ, 2007, 「国民生活白書」  
(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/index.html>, 2007. 12. 4).

内閣府男女共同参画局ホームページ, 2007, 「女性に対する暴力」

(<http://www.gender.go.jp/index.html>, 2007. 11. 20).

40 字×30 行 28 頁 原稿用紙 58 枚